

防地周第5204号  
26.4.11

各地方防衛局長 殿

地方協力局長  
(公印省略)

特定防衛施設周辺整備調整交付金に係るPDCAサイクル実施  
要領について（通知）

標記について、特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱（平成19年防衛省訓令第92号）第16条の規定に基づき、別紙のとおり定め、平成26年度以降に実施する事業について適用し、平成25年度に実施した事業に係る事業評価については、なお従前の例によることとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金に係る事業評価実施要領について（地周第4682号。24.4.5）は、廃止する。

添付書類：別紙

## 特定防衛施設周辺整備調整交付金に係るP D C Aサイクル実施要領

### 1 交付申請時における提出資料

(1) 地方防衛局長又は東海防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）は、特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱（平成19年防衛省訓令第92号。以下「要綱」という。）第4条又は第10条の補助金等交付申請書の提出を受けるときは、申請者から第4条各号又は第10条各号に掲げるもののほか、付紙様式第1により、次に掲げる事項を記載した書類の提出を受けるとする。

ア 特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の成果の目標

イ アの成果の目標の達成状況を確認する方法

ウ 地域住民への周知に係る計画

エ 必要に応じて、過去に実施した類似の補助事業の評価結果の反映状況

(2) 地方防衛局長等は、交付金の交付の申請に際しては、前号に掲げる事項について、具体的に記載するよう申請者に求めるものとする。

### 2 事業評価書

(1) 地方防衛局長等は、交付金の充当額が2百万円以上の補助事業について、当該事業が完了した日から3か月以内に、補助事業者から、交付決定を行った事業ごとに付紙様式第2により作成した事業評価書の提出を受けるとする。ただし、利用実績等の確認が必要と認められる場合にあっては、利用実績等を踏まえた事業評価書について、1年以内に別途提出を受けるとする。

(2) 公共用の施設の整備に関し、工期や工区分け等の事情から複数の補助事業に分割して交付決定している場合にあっては、全ての補助事業の完了後において、一の事業評価書の提出を受けるとする。

(3) 基金を設置して実施する事業（以下「基金事業」という。）については、基金の処分により事業の効果（部分的な効果を含む。）が生じる年度について、補助事業者から事業評価書の提出を受けるとする。

(4) 地方防衛局長等は、事業評価書の提出を受けたときは、その内容を確認し、成果の目標の達成状況に係る定量的な評価等が不十分である場合や評価方法の客観性に

疑義がある場合など、評価が適切かつ十分に実施されていないと判断した場合には、当該補助事業者に対し、事業評価書の修正を求めるものとする。

### 3 事業の改善に係る措置

地方防衛局長等は、成果の目標の達成が図られなかった場合には、当該補助事業者に対し、翌年度の類似の補助事業の交付申請を行う前に成果の目標を達成するための改善措置を実施するよう求めるとともに、改善措置の実施の確認を行うものとする。

### 4 評価結果の公表

地方防衛局長等は、毎年度、補助事業者ごとにとりまとめた事業評価書を、当該年度に完了した補助事業の一覧表と併せて、各地方防衛局又は東海防衛支局のホームページに掲載するとともに、当該市町村のホームページへの掲載を求めるものとする。ただし、当該市町村が、既に同一の事業について独自の事業評価を実施し、その評価書をホームページに掲載している場合であって、当該評価書が付紙様式第2の内容を網羅していると認められる場合は、この限りでない。

### 5 その他

第2項及び第4項の規定による事業評価書の提出及び公表があったときは、要綱第11条第11号に規定する事業評価書の提出及び公表を省略することができるものとする。

## 補助事業の成果の目標等について

補助事業名	
補助事業の成果の目標	
成果の目標の達成状況を確認する方法	
地域住民への周知に係る計画	
過去に実施した類似の補助事業の評価結果の反映状況	

## 事業評価書

補助事業名							
補助事業者名							
実施場所							
補助事業の成果の目標							
補助事業の内容							
補助事業の始期及び終期							
事業費及び交付金額		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度 予定	〇〇年度 予定	〇〇年度 予定	計
	事業費	円	円	円	円	円	円
	交付金額						
補助事業の成果及び評価並びに地域住民への周知の実施状況							
事業の改善措置及び今後の対応							
事業の評価に際しての第三者機関の活用の有無							

注：1 基金事業の場合には、事業費及び交付金額の欄に、年度ごとの基金造成額（交付金・市町村費等・その他・運用益・計）、基金処分額及び基金残額についても記載すること。

2 事業の評価に際して第三者機関を活用した場合は、当該第三者機関の名称及び構成員等を記載すること。